

港湾法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（港湾の施設）</p> <p>第十九条 法第五十六条の二の二第一項の政令で定める港湾の施設は、次に掲げる港湾の施設（その規模、構造等を考慮して国土交通省令で定める港湾の施設を除く。）とする。ただし、第四号から第七号まで及び第十号から第十二号までに掲げる施設にあつては、港湾施設であるものに限る。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 移動式施設（移動式荷役機械にあつては、自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。）</p> <p>九 旅客乗降用固定施設</p> <p>十〇十二（略）</p>	<p>（港湾の施設）</p> <p>第十九条 法第五十六条の二の二第一項の政令で定める港湾の施設は、次に掲げる港湾の施設（その規模、構造等を考慮して国土交通省令で定める港湾の施設を除く。）とする。ただし、第四号から第七号まで及び第九号から第十一号までに掲げる施設にあつては、港湾施設であるものに限る。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>八 旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設</p> <p>九〇十一（略）</p>